

# 生徒心得

## 1. 礼儀

- (1) 他人に迷惑をかけず、責任と規律ある行動を常に心がけ、特に礼儀正しくする。

## 2. 登校下校

- (1) 平常の始業時刻は午前8時45分とする。
- (2) 登校後は放課まで校外に出てはならない。やむを得ず外出しなければならないときは、学級担任に届け出てその許可を得る。
- (3) 下校時刻は年間を通じて午後5時を原則とする。部活動等関係職員の指導の下に残る場合は、年間を通じて活動終了を午後6時半とし、午後7時までに下校するものとする。但し、土日休日は活動終了を午後6時とし、午後6時半までに下校するものとする。
- (4) 通学に関し、本校自転車駐輪場の日常的な利用を希望する者は、自転車駐輪場利用届を提出してその許可を得、指定のステッカーを通学に用いる自転車に貼付する。また、自動車での送迎は原則保護者の運転によるものに限り認める。なお、運転免許が必要となる自動車やオートバイ、電動アシスト自転車を除く電動自転車等を自ら運転して登下校することは厳禁する。
- (5) 休日に登校する者は、監督教員に対し登校時および下校時に報告する。(監督教員が不在の状況での活動は認められない。) 下校時は各教室及び廊下等の消灯と戸締りを確認する。

## 3. 学校生活一般

- (1) 始業のチャイムが鳴ったら着席し、直ちに授業が受けられる態勢を整えておくこと。自習時間は静かに学習する。
- (2) 授業時間中病気その他の事由により、入退室の必要がある時、やむを得ない理由により外出する時は、学級担任又は関係職員に連絡し、その許可を得なければならない。
- (3) 遅刻、早退、欠席は学級担任又は関係職員に所定の手続きをして届け出る。
- (4) 外来者との面会は学級担任又は関係職員の許可を得て行う。
- (5) 校内に掲示物を掲示する場合は必ず関係職員の承認を得る。
- (6) 印刷物の出版及び配布は、関係職員の承認を得る。
- (7) 学校の用具その他を使用する場合には、関係職員の許可を得る。使用後は関係職員に連絡し後始末をきちんととする。
- (8) 公共物は大切に扱い、落書きや汚すことは厳に慎み、身のまわりを常に清潔にしておく。
- (9) 無断で火気を扱ってはいけない。
- (10) 盗難、紛失及び遺失物拾得の際は、速やかに関係職員に届け出る。
- (11) 多額の現金や高価な物品を持ち込むことは原則控える。やむを得ず持ち込む際は、関係教員に報告し指示を受ける。
- (12) 生徒は金銭を徴収する場合には必ず関係職員に届け出て許可を得る。
- (13) 試験に関する心得
- ① 予鈴が鳴ったら着席する。監督の指示に従い、配付された答案用紙等にクラス・番号・氏名を記入し、静かに試験の開始を待つ。
  - ② 机上には、鉛筆またはシャープペンシル・消しゴム・その他指示された物のみを置き、試験に必要な用具以外の物は、鞄に入れ教室の前又は後ろに置く。机の中には一切の物を入れない。
  - ③ スマートフォン・ウェアラブル端末等は、必ず電源を切り鞄の中に入れる。
  - ④ 試験は開始のチャイムの鳴り始めて開始し、終了のチャイムの鳴り始めて終了する。
  - ⑤ 終了のチャイムが鳴ったら直ちに解答をやめ、筆記用具を置き監督の指示があるまで着席している。
  - ⑥ 不正行為等、下記の事項に当たるようなことは絶対しない。
    - a. 鉛筆またはシャープペンシル・消しゴム等の貸し借り
    - b. よそ見や他人と話すこと
    - c. 不正行為、その他紛らわしい態度
- (14) 部活動は原則として定期試験1週間前から禁止とする。

## 4. その他

- (1) 旅行などで学割を利用する場合は、学割交付願に必要事項を記入し提出する。なお、学割の発行目的は、遠方への帰省や大学等の受験、学業上の調査・研究活動など、学生の立場や本分に合致するものとする。
- (2) アルバイトや運転免許の取得は、保護者の了承・監督の下で行うものとする。
- (3) 生徒はいかなる場合でも犯罪に関与してはならない。
- (4) 生徒の喫煙（電子タバコ全般や、その他喫煙行為も含む）・飲酒（ノンアルコール飲料として販売・提供されているものも含む）は、同席や関係物品の所持も含めて厳禁する。

# 服 裝 規 定

## 〈A タイプ〉

- (1) 冬期の制服は、黒色の詰め襟学生服・スラックスとし、ボタンは学校指定のものとする。また、シャツは白の衿付きシャツ・ポロシャツとする。
- (2) 夏期の制服は、スラックスと白の衿付きシャツ・ポロシャツとする。

## 〈B タイプ〉

- (1) 冬期の制服は、ブレザー、スカートまたはスラックスとし、学校で指定した型とする。また、シャツは白の衿付きシャツ・ポロシャツとする。
- (2) 夏期の制服は、スカートまたはスラックスと白の衿付きシャツ・ポロシャツとする。
- (3) スカートは変型しないこと。

## 〈AB 共通〉

- (1) 校章は左襟につける。
- (2) シャツの上に華美でないセーター、カーディガン、ベストを着用してもよい。(パーカーは禁止) セーター、カーディガンは、補助衣料品として、上衣の下に着用すること。
- (3) 頭髪については、パーマ、染色、脱色したりしない。
- (4) ピアス、指輪等の装飾品は身につけない。
- (5) 上履きは各自でつま先が学年色のものを購入し、用いる。
- (6) 上衣の上に華美でないコート類を着用してもよい。
- (7) やむを得ない理由により異装する場合には担任に申し出る。
- (8) 休業時(休日、各休業期間中)も登下校は制服とする。